

改正 令和5年8月22日 原規総発第2308221号 原子力規制委員会決定

令和5年8月22日

原子力規制委員会

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査  
基準等の一部改正について

原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準  
等（原規防発第120919001号）の一部を、別表により改正する。

附 則

この規程は、令和5年8月22日から施行する。

別表 原子力災害対策特別措置法に基づく原子力規制委員会の処分に係る審査基準等 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後				改正前			
条文	内容	審査基準	標準処理期間	条文	内容	審査基準	標準処理期間
第11条 第5項	放射線測定設備の性能に係る検査	基準は、 <u>原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第8条第3号</u> に規定されている。	検査終了後30日間	第11条 第5項	放射線測定設備の性能に係る検査	基準は、 <u>原子力災害対策措置法施行規則第11条第3項</u> に規定されている。	検査終了後30日間